

平成 27 年 1 月 28 日

古賀市議会
議長 奴間 健司 様

文教厚生常任委員会
委員長 芝尾 郁恵

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、委員会条例第 110 条の規定により報告します。

記

第 79 号議案 古賀市教育委員会の組織に関する条例の制定について

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、古賀市教育委員会の組織を条例で定めるもの。

【審査内容】

明らかになった事項は次のとおり。

1. 教育委員が 1 人増員されることで、教育委員会の活性化や広く市民の声も聞けるようになる。
2. 新しい教育委員の人選については、現教育委員とのバランスや地域バランス等を勘案し選考する予定。

【意見】

(賛成意見)

- ・教育立市を掲げている古賀市として、この改革が真に教育委員会の活性化、会議の透明化、責任の明確化などにつながるよう強く望み賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第 80 号議案 古賀市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

本案は、次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律による母子及び寡

婦福祉法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった事項は次のとおり。

1. 「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」の中で母子及び寡婦福祉法の題名を、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改めることに伴い、父子家庭の福祉の措置に関する章の創設等の改正が行われたことにより、市の4つの条例を改正する。
2. 今まで父子家庭はみなし条項等を適用されていなかった。
3. この法律改正により、父子家庭への支援が法律上整った。

【意見】

(賛成意見)

- ・近年、父子家庭も増え、また、非正規雇用や経済的に困難な家庭も増加している。古賀市においても父子家庭を含むひとり親への支援という名称に改正がされているが、今回はその最後ともいう既存の制度の条例の改正で、今後も条例改正がスピード感をもって行われることを期待し賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第 85 号議案 古賀市介護予防支援センターの指定管理者の指定について

本案は、古賀市介護予防支援センターの設置の目的を効果的に達成するため、施設の管理を行わせる者を指定するに当たり、議会の議決を求めるもの。

【審査内容】

明らかになった事項は次のとおり。

1. 施設の名称 古賀市介護予防支援センター（ふれあいセンターりん）
2. 指定管理者となるべき団体 社会福祉法人 豊資会
3. 指定期間 平成 27 年 4 月 1 日から 5 年間
4. 指定管理料 770 万 1,000 円
5. 選定方法 指定管理者選定委員会（3 回開催）からの答申を受けて選定。
6. 公募期間 9 月 1 日から 24 日まで公募を行い、見学会には 3 社が参加したが、最終的には 1 社のみの申請。
7. 指定管理者選定委員会の評価理由
 - ・安全対策、適切な職員配置、人材育成、個人情報保護や情報公開への適切な

対応等の努力が認められ、ものづくりを中心に 17 ものプログラムを展開、利用者也延べ約 850 人増えて良好に運営されているという実績が評価された。

- ・ 現在休館している火曜日に認知症予防の取り組み及び園芸ゾーンの活用等地域交流を企画。
- ・ 指定管理料は火曜日の開館に伴う活動費 38 万 2,000 円を増額。
- ・ 得点は、800 点満点中 434 点で基準点を上回った。

【意見】

(賛成意見)

- ・ 選定委員会でも高い評価がされており、現在も様々な活動を積極的に取り組まれていると認識していることから賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第 86 号議案 古賀市健康文化施設の指定管理者の指定について

本案は、古賀市健康文化施設の設置の目的を効果的に達成するため、施設の管理を行わせる者を指定するに当たり、議会の議決を求めるもの。

【審査内容】

明らかになった事項は次のとおり。

1. 施設の名称 古賀市健康文化施設（クロスパルこが）
2. 指定管理者となるべき団体 株式会社コナミスポーツ&ライフ
3. 指定期間 平成 27 年 4 月 1 日から 5 年間
4. 選定方法 指定管理者選定委員会（3 回開催）からの答申を受けて選定。
5. 公募期間 平成 26 年 9 月 1 日から 9 月 26 日までで、株式会社コナミスポーツ&ライフと西部ガスグループ共同事業体の 2 社から応募があった。
6. 指定管理者選定委員会の評価理由
 - ・ 仕様書の中に交通弱者への配慮や上下水道の接続は盛り込まれたが、コンセプトである障がいのある方の利用拡大や体育館の減免などは明記されていなかった。このことについては、今後、コナミとの協議の中で検討すること。
 - ・ 得点は、800 点満点中コナミ 490 点、西部ガス 460 点となった。

【意見】

(反対意見)

- ・古賀市では平成 17 年から指定管理者制度を導入している。指定管理者制度のそもそもの目的は、「民間のノウハウを活用し、住民サービスの向上や経費の節減等を図ること」とある。住民にとっては、管理運営を市が直営で行おうと、指定管理者に運営させようと同じ税金で作られた施設に違いはない。しかし、実態は公共施設でありながら、施設の一部に減額免除が適応されていないなど、利用者にとって不公平で利用者に偏りがある。また、この点については幾度となく指摘をしていたが、改善されておらず、指定管理者選定にあたって市側は重点項目として何の指摘もしていない。公共施設として他の施設と同様に市民が公平に利用できないのであれば、指定管理者制度の究極の目的である住民サービス向上となっていない。現在の古賀市の指定管理者選定の方法に対し反対であることから反対。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第 90 号議案 工事請負契約の締結について

本案は、都市再生整備計画事業（仮称）古賀市生涯学習センター建築工事を施工するため、一般競争入札により工事請負人を定めたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるもの。

【審査内容】

明らかになった事項は次のとおり。

1. 工事概要 （仮称）古賀市生涯学習センターの新築工事、リーパスプラザ大ホール天井耐震工事及び現研修棟と弓道場等の解体工事
2. 契約の方法 一般競争入札（6 社参加、開札日 平成 26 年 12 月 25 日）
3. 契約金額 16 億 3,620 万円
4. 工事請負人 前田建設工業株式会社 九州支店
5. 完成期日 平成 29 年 1 月 29 日
6. 外溝・駐車場の工事は平成 27 年度中に別途発注予定。
7. 工事着手後に労務単価、資材単価が著しく変動した場合はスライド条項に基づいて対応する。
8. 施設の休館期間やグランドオープンなどの工期日程については、議決後、遅滞なく広報紙、ホームページを使い市民に周知徹底する。

【意見】

(賛成意見)

- ・ 5 カ月遅れで工事請負契約の締結となったが、資材不足、労務費高騰によるもので致し方ないこと、工事内容、市民への影響はないとのことから賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

26 年請願 6 建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願

【請願者】 糟屋郡須恵町植木 415-24

福岡県建設労働組合 粕屋支部 支部長 斎藤 眞弘

【紹介議員】

内場 恭子

【請願の趣旨】

アスベスト（石綿）被害は多くの建設業従事者、国民に広がっており、被害者たちの裁判が係争中である。被害者の救済と被害の拡大を根絶する対策が必要。

【審査内容】

明らかになった事項は次のとおり。

1. 1990 年以降、旧国鉄、J R 貨物、アスベスト運送会社などが被告となった中皮腫被害者の損害賠償訴訟が広がり、2006 年に国の規制が不十分だったことを理由に大阪・泉南アスベスト国家賠償訴訟が起きている。
2. 国は、平成 18 年、石綿健康被害救済法を制定し、被害者を救済する方法を取っている。平成 23 年だった期限が平成 34 年 3 月まで延長されたが、被害者の病状認定が困難で労災が認められず、訴訟中の原告の半数近くが認定されない状況。一番求めたいのは労災認定をしていただくこと。
3. 提訴した被害者の約 6 割が亡くなり、原告も高齢化し病気の重篤化に苦しんでいる。
4. 昨年 10 月 9 日、最高裁で大阪・泉南アスベスト国家賠償訴訟については国の責任を認める判決が出された。この最高裁の判決を基準に、すべての原告に対して 1 日も早い賠償とアスベスト被害で苦しむ全ての方の全面的な救済を国に働きかけてほしい。
5. 1975 年前後から、危険なアスベストの使用は禁止されたが、それまでの期間、公共施設でも多く使用された。建物解体時の飛散などが問題になり、国がアス

ベストの調査を行い、解体の費用を補助している。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり採択すべきものと決定しました。